令和８年１０月８日

放置自転車対策業務委託事業者選定プロポーザル
質問に対する回答

放置自転車対策業務委託事業者選定プロポーザル募集要項等に関する質問について、次のとおり回答します。

記

No.	書類名	該当ページ・項番等	質問内容	回　答
1	放置自転車対策業務 委託事業者選定プロ ポーザル募集要項	Ｐ．１～２「３参加資格要件（６）」	「プライバシーマークを取得し、又は情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）の認証を受けていること」と定められていますが、代表企業ではなく構成員もしくは協力業者が取得していれば、参加資格を満たすものとして認められますでしょうか。	参加資格要件は、本プロポーザルへの参加を申し込む法人自身が満たす必要があります。 このため、構成員又は協力業者のみがプライバシーマーク又はＩＳＭＳの認証を取得している場合は、参加資格を満たしません。
2	放置自転車対策業務 委託仕様書 （案）	Ｐ．３「６（７）カ」、 Ｐ．７「８（５）ウ」、 Ｐ．１５「１３（７）」	自転車置場や自転車集積所の施設・設備について『修繕は区の負担により実施する』と定められていますが、第三者のいたずらや不可抗力な事故等により施設・設備が破損・故障した場合も、受託者に過失がない限り区の費用負担で修繕が行われるという理解でよろしいでしょうか。また、受託者に一定の負担義務（免責金額や小規模修繕の自己負担等）が求められるケースがあればご教示ください。	老朽化による施設や設備の更新による修繕等は、原則として区の負担となります。ただし、仕様書８（４）エ（エ）に定める簡易な施設保守及び受託者が用意した機器等に係る修繕等は、受託者の負担となります。 なお、受託者の責めに帰すべき事由による損害については、受託者の責任及び負担により対応するものとし、免責金額その他一律の自己負担額は定めていません。 その他仕様に定めのない事項については、区と受託者において協議の上、決定いたします。

No.	書類名	該当ページ・項番等	質問内容	回　答
3	募集要項 仕様書（案） 別紙５	募集要項３（６） 仕様書１３（６） 別紙５第４条の２・第７条	**再委託先の認証要件・取得時期** 応募事業者がプライバシーマーク又はＩＳＭＳを取得している場合、システム及びコールセンター業務の再委託先にも、同様の認証取得が必要でしょうか。必要な場合、令和９年３月までにＩＳＭＳを取得する予定の事業者を再委託先として提案できるか、認証取得が必要となる時点と確認書類をご教示ください。	プライバシーマーク又はＩＳＭＳの認証は、本プロポーザルに参加する応募事業者が取得していることを要件としております。 再委託先については、同様の認証の取得を必須要件とはしていませんが、応募事業者は再委託先を含め、個人情報保護及び情報セキュリティ対策を適切に実施できる体制を確保してください。
4	別紙５ 仕様書（案）	別紙５第４条の３・第４条の４ 仕様書１８（３）	**クラウドサービスの認証・再々委託の取扱い** 外部のクラウドサービスを基盤とする業務システムについて、本業務は、別紙５第４条の３にいう発注者の指定の対象でしょうか。 対象となる場合、必要となる認証・審査の種類及び適用範囲をご教示ください。基盤となるクラウドサービス又はその提供事業者の認証等で足りるか、業務システム自体又はその提供事業者にも認証等が必要でしょうか。 また、第４条の４のデータセンター要件への適合は、基盤クラウドの提供事業者が公表する資料等で確認することで足りるでしょうか。必要な確認資料と、再委託先による基盤クラウドサービスの利用が、禁止される再々委託に該当するかをご教示ください。	本業務において利用する業務システムが外部のクラウドサービスを基盤としており、そのクラウドサービス上で機密情報を取り扱う場合は、別紙５第４条の３の適用対象となります。 なお、プロポーザル参加時点において、同条に掲げる認証又は審査の取得を必須要件とするものではありません。提案に当たっては、同条に掲げる認証・審査又はこれと同等のセキュリティ対策の実施状況が確認できる資料を提示してください。 具体的な適用範囲については、提案されるサービスの構成及び機密情報の取扱範囲を踏まえて個別に確認します。 また、第４条の４のデータセンター要件については、クラウドサービス提供事業者が公表する認証資料、監査報告書、サービス仕様書その他これらに準ずる資料により、要件を満たしていることが確認できれば差し支えありません。 なお、再委託先が業務の履行に当たり基盤クラウドサービスを利用すること自体をもって直ちに再々委託に該当するものではありませんが、当該

No.	書類名	該当ページ・項番等	質問内容	回　答
				クラウドサービスの利用により事業者以外の第三者が機密情報を取り扱うこととなる場合は、利用形態や仕様等の確認のため、提案時又は契約締結後に必要な資料の提出を求める場合があります。
5	仕様書（案） 別紙１	仕様書６（２） 別紙１ 履行場所一覧	**登録制自転車置場の対象施設・管理範囲** 管理対象は、区ホームページ掲載の観音橋・八雲橋・三ノ橋・関根橋・呑川橋・稲荷橋の６か所という理解でよろしいでしょうか。各施設の管理範囲が分かる図面及び登録定数をご提示ください。	登録制自転車置場の管理対象及び登録台数は、別紙１「登録制自転車置場一覧」のとおりです。また、管理範囲は別紙２及び別紙３の位置図に各自転車置場として表示した範囲です。
6	仕様書（案） 令和８年度都市整備部事業概要	仕様書６～８・１１ 事業概要 令和７年度撤去実績	**人員配置・責任者の兼務と撤去稼働実績** 人員・車両の積算に当たり、仕様書に定める作業時間その他の条件を満たすことを前提として、配置人数、車両台数及び駅別の実施頻度については、受託者が業務量等を踏まえて提案するとの理解でよろしいでしょうか。 また、登録制自転車置場について常駐配置が必要となる時間帯又は最低配置人数、啓発・撤去業務について最低実施頻度又は最低配置人数等の指定がある場合はご教示ください。併せて、集積所の１４時～１８時以外の受入対応の要否についてもご教示ください。 また、業務に支障がない体制を確保することを前提として、統括責任者・副統括責任者と各業務責任者・副責任者との兼務、及び複数業務間における責任者等の兼務は可能でしょうか。 併せて、令和７年度の撤去実績５６０回について、１回の数え方、年間稼働日数及び１日当たり	配置人数、車両台数及び駅別の実施頻度については、仕様書に定める作業時間その他の条件を満たし、本業務を適切かつ確実に履行できる体制を確保した上で、受託者が提案するものとします。 登録制自転車置場業務並びに啓発指導及び撤去移送業務について、仕様書に定めるもののほか、常駐時間、最低配置人数、最低実施頻度及び最低車両台数の指定はありません。なお、参考として、現在の登録制自転車置場整理員の配置時間帯を別紙１に記載しております。 中町二丁目自転車集積所の午後２時から午後６時までの開所時間は、利用者への返還対応時間です。撤去した自転車等の受入時間に指定はなく、返還対応時間に合わせる必要はありません。受託者が撤去移送業務の実施状況に応じて対応してください。 統括責任者、副統括責任者、各業務責任者及び副責任者については、業務の履行に支障がなく、必

No.	書類名	該当ページ・項番等	質問内容	回　答
			の使用車両台数をご教示ください。	要な指揮監督、区との連絡調整及び緊急時の対応に必要な体制を確保できる場合は、兼務を可能とします。 令和７年度の撤去実績５６０回における「１回」とは、１駅において撤去作業を実施した場合を１回として数えたものです。例えば、午前中に３駅、午後に２駅で撤去作業を実施した場合は、５回と数えます。 令和５年度以降、撤去移送業務は原則として平日に実施しています。なお、年間稼働日数の集計は行っていません。 また、令和７年度は、２トンロングトラック２台、軽トラック１台及び移動用軽自動車１台を使用しています。 これらは現在の実施状況を示すものであり、令和９年度の稼働日数及び車両台数を指定するものではありません。
7	仕様書（案）	１０（１） １５（３）・（４）	**キャッシュレス決済の対応範囲・収納情報の連携** キャッシュレス決済を管理システムとは別の決済サービス・端末で行い、決済結果を照合した上で、管理システムへデータ取込みにより収納情報を反映する運用は可能でしょうか。 また、データ取込みによる連携が困難な場合等に、決済結果を確認の上、管理システムへ手入力で反映する運用も認められるでしょうか。 重複入力、確認漏れ及び情報の不整合を防止するために必要な条件や、自動連携が必須となる範囲があればご教示ください。	キャッシュレス決済を管理システムとは別の決済サービス又は端末で行うことは可能です。 収納情報については、データの取込みその他の方法により管理システムへ反映することを基本とします。データ連携が困難な場合は、決済結果との照合、入力内容の確認その他の方法により、入力漏れ、重複入力及び入力誤りを防止できることを前提として、手入力による反映も可能です。自動連携を必須とはしていません。 対応する決済手段は、オンライン決済についてはクレジットカード及びコード決済、対面決済につ

No.	書類名	該当ページ・項番等	質問内容	回　答
			また、１５（３）オに列挙された決済ブランドについて、オンライン決済と対面決済それぞれで必須となる範囲をご教示ください。	いてはクレジットカード、電子マネー及びコード決済とします。具体的な決済ブランドは、仕様書１５（３）オに記載するブランドへの対応を基本とし、詳細は受託者の提案を踏まえて区と協議の上、決定します。
８	仕様書（案）	９	**コールセンターの運営方法・受付件数** 所定の対応日・時間及び情報管理要件を満たし、必要な応答体制を確保することを前提に、区外の既存コールセンターで、他業務と受付要員を兼ねて運営することは可能でしょうか。 また、今回の受付対象業務に関する直近１年間の電話受付件数を、月別等の内訳を含め、把握されている範囲でご提示ください。	コールセンターの履行場所は受託者が確保することとしているため、区外の既存コールセンターで運営することも可能です。 他業務との受付要員の兼務についても、仕様書に定める対応日及び対応時間に必要な応答体制を確保し、本業務に関する知識を有する従事者の配置、適切な引継ぎ並びに個人情報及び機密情報の適切な管理が行われる場合は可能です。 電話受付件数の総数及び月別統計はありませんが、現在の区役所及び中町二丁目自転車集積所への電話受付状況を踏まえると、１日２０件程度の入電が見込まれます。また、登録制自転車置場の利用者募集期間中は、さらに１日１０件程度増加することが見込まれます。
９	募集要項 仕様書（案）	募集要項２（４）・（６）・４ 仕様書６（３）・１０（３）	**初年度の登録業務・契約前の導入準備** 令和９年度利用分の申請受付・選考・通知・収納・登録証発行について、区又は現受託者と新受託者の業務分担・実施時期をご教示ください。 また、契約締結日と業務開始日がともに令和９年４月１日とされる一方、システムの導入計画・試験等が必要となるため、契約前のデータ提供、機器設置、試験・研修を開始できる時期と手続をご	令和９年度利用分に係る申請受付、抽選、通知、収納及び登録証の発行等の業務は、令和９年３月３１日までに区が行います。登録制自転車置場は毎年度改めて利用者の選考を行うため、利用登録者に関するデータの移行は予定していません。 契約締結前にデータ移行等を行うための準備契約は、原則として予定していません。ただし、機器の設置、動作確認、操作研修その他の準備につい

No.	書類名	該当ページ・項番等	質問内容	回　答
			教示ください。移行対象データの種類・形式・件数及び契約前準備費用の取扱いも併せてお示しください。	て希望がある場合は、受託候補者の選定後、区と受託候補者が協議の上、実施時期、方法等を決定します。 契約締結前の準備に要する費用は、受託候補者の負担とします。
１０	仕様書（案）	１０（２） １３（７）	**利用可能な設備・備品・駐車場所** 受託者が利用できる集積所等の事務スペース、設備・備品、既設の通信環境について、一覧又は現況資料をご提示ください。 また、撤去車両を業務時間外に駐車できる場所を区から提供いただけるか、利用条件・費用と併せてご教示ください。	受託者は、中町二丁目自転車集積所の事務スペース及び区が指定する既設の設備・備品を利用できます。施設内の状況は、別紙４「中町二丁目自転車集積所施設概要」のとおりです。 受託者が利用できる既設の通信環境はないため、システムの利用に必要なパソコン、プリンター、通信回線その他の環境は、受託者が用意してください。 撤去車両は、中町二丁目自転車集積所内に駐車できます。駐車に係る費用は発生しません。
１１	募集要項	１ページ ２（４）（５）	「契約継続の際は令和９年度の契約金額と同額を前提」とありますが、最低賃金の上昇分についての増額も加味されないという意味合いでしょうか。	契約を継続する場合は、原則として令和９年度の契約金額と同額での契約を前提とします。ただし、最低賃金の上昇を含む物価の変動等により、契約金額を変更せざるを得ない理由がある場合は、募集要項２（４）ただし書の対象となります。
１２	仕様書（案）	１ページ ６（１）他	各業務の業務責任者・副責任者について、兼務は可能でしょうか。	統括責任者、副統括責任者、各業務責任者及び副責任者については、業務の履行に支障がなく、必要な指揮監督、区との連絡調整及び緊急時の対応に必要な体制を確保できる場合は、兼務を可能とします。

No.	書類名	該当ページ・項番等	質問内容	回　答
１３	仕様書（案）	２ページ ６（３）	履行期間が令和９年４月からとなることもふまえ、（３）基本業務に記載の各事項について令和９年度に受託事業者が実施する業務範囲の詳細をご教示ください。	令和９年度利用分に係る仕様書６（３）に定める業務は、全て区が行います。令和１０年度利用分に係る同項の業務は、受託者が行います。
１４	仕様書（案）	２ページ ６（７）イ	記録に際して必要な項目・内容をご教示ください。指定のフォーマットがあればそちらもご提示ください。	巡回記録について、現時点で指定の様式はありません。記録項目、様式及び提出方法は、契約締結後に区が指定します。
１５	仕様書（案）	５ページ ７（５）イ	放置禁止区域外にて令和７年度及び令和６年度の年間駅毎の陳情数をご提示ください。	放置禁止区域外における陳情件数は、令和６年度が４６４件、令和７年度が５１７件です。 なお、駅別の集計は行っていません。
１６	仕様書（案）	６ページ ７（６）ケ	本委託業務外で実施される予定の作業について、詳細を教えてください。	現時点で、本委託業務外で実施する作業は想定していません。ただし、区が個別の事例に対応するため、警告札等の貼付を行う場合があります。その場合は、受託者と情報を共有し、取り残し、誤撤去その他の事故が生じないよう連携を図ります。
１７	仕様書（案）	１０ページ １０（１）イ（ア） １１ページ １０（２）ア	区の指定する業務用端末、ブラウザなどについて、区が使用する予定の端末のスペックや仕様、接続環境等の詳細を教えてください。	区職員が現在使用している業務用ノートパソコンの参考仕様及び接続環境は、次のとおりです。 型名：富士通　FMVU6008A プロセッサ：第１２世代 Intel Core i5-1235U（2.50GHz） 実装メモリ：16.0GB ストレージ：238GB システムの種類：64 ビットオペレーティングシステム、x64 ベースプロセッサ

No.	書類名	該当ページ・項番等	質問内容	回　答
				ブラウザ：Microsoft Edge 及び Google Chrome 接続環境：庁内イントラネットへの有線接続又は無線接続 区の業務用端末から、Microsoft Edge 又は Google Chrome を使用して利用できるシステムとしてください。また、専用ソフトウェア、プラグインその他の追加導入を必要としない構成としてください。
１８	仕様書（案）	１７ページ １５（３）	集積所での現状の収納方法（手集金、券売機等）と、現状利用できる決済手段の詳細を教えてください。 キャッシュレス決済収納については、現状区が契約している収納事業者との契約を引き継ぐことが前提となりますか？引き継ぐ場合は契約条件等をご教示ください。 キャッシュレス決済の利用について、直近３年各月の実績（キャッシュレス決済比率、収納額、決済手数料実額）をご教示ください。	現在、中町二丁目自転車集積所では、放置自転車等撤去保管料を対面で現金又はキャッシュレス決済により収納しています。 利用できるキャッシュレス決済手段は、クレジットカード、電子マネー及びコード決済です。具体的な対応ブランドは、別紙５「キャッシュレス決済対応ブランド」のとおりです。 現在、区が契約しているキャッシュレス決済事業者との契約は、受託者に引き継ぎません。受託者において、仕様書に定める決済手段に対応するために必要な契約、決済端末、システム及び通信回線を用意してください。 キャッシュレス決済の利用実績は、別紙６「キャッシュレス決済利用実績」のとおりです。

以　　上